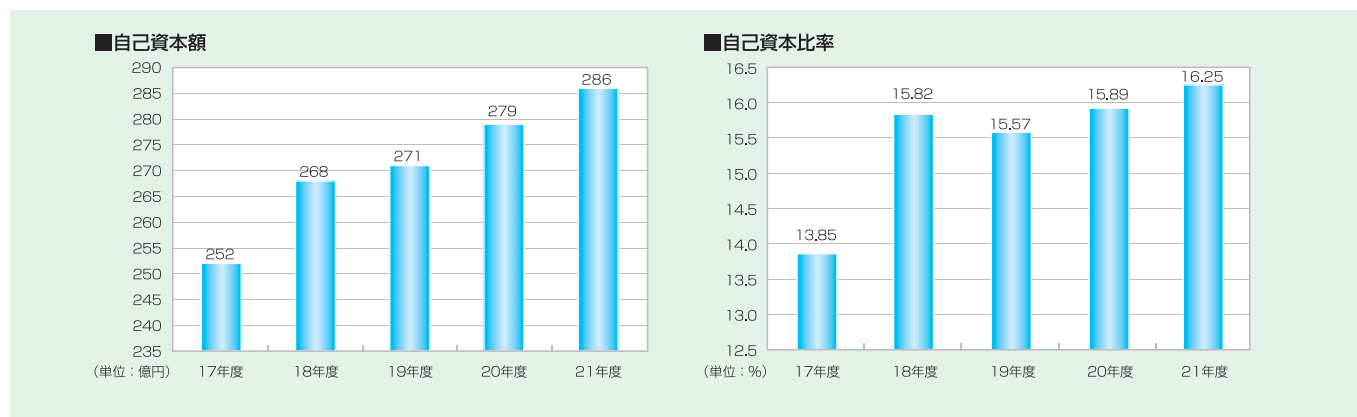


自己資本の充実の状況等について

当金庫が、創業以来積み上げてきた利益金と、会員の皆様からの出資金の合計額が自己資本です。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

18年度決算から新たな自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのの際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。

にしんの自己資本比率は、今期は16.25%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても286億円となり、自己資本の充実が図れました。



バーゼルⅡ(新BIS規制)とは

- バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことをめざしています。
- バーゼルⅡは3つの柱、すなわち、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③市場規律から成り立っています。

●「第一の柱(最低所要自己資本比率)」

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を従来規制より精緻化するという点が最も大きな特徴です。

具体的には信用リスク(貸倒れのリスク)の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

●「第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)」

バーゼルⅡにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

●「第三の柱(市場規律)」

バーゼルⅡにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

BIS規制(従来)

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット}} \times 100(\%)$$

新BIS規制(18年度～)

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \div 8} \times 100(\%)$$